



■「ハラスメント」防止対策

「ハラスメント」対策については、重要な人権問題として位置付け、議員や特別職、職員だけでなく町全体として取り組む必要があると考えています。ハラスメントは直訳すれば「いやがらせ」になりますが、その内容も様々です。また、ハラスメントの特徴として、加害者による認識がなく、被害者の苦痛を理解していないことが挙げられます。カスタマーハラスメントをはじめ、ハラスメントを許さない空氣の醸成と防止策が必要と考えます。

このため、町として住民の理解と協力を得ながら、町議会との協議を行い、実効性のあるハラスメント防止条例の制定を目指したいと考えています。



■町道土居・瀬戸線道路拡幅工事

道路工事の主な事業として令和5年度より取り組んでいます町道土居・瀬戸線道路拡幅工事については、令和8年度をもって完了する予定です。沿道にお住まいの皆様にはご理解とご協力をいただき心より感謝申し上げます。

また、桂川駅前の町道豆田・瀬戸線については、令和8年度も引き続き、用地買収及び移転補償等に取り組んでまいります。

■県道豆田稻築線(九郎丸工区)

事業着手より7年目を迎え計画路線の沿道にかかる用地買収及び建物移転に対し、地権者の皆様のご協力により、順調に事業進捗がなされています。今年度は一部区間の伐採工事に着手され、本格的な工事に向けて着実に進められているところです。



■電子入札システム導入

令和8年度から電子入札システムを導入し、電子システムによる入札手続きを開始いたします。

電子入札については役場への来庁、立会いを求めず事務が完結するものであり入札参加事業者のDX化を促進し、参加機会の拡大、事務負担の軽減等が図られるものと期待しています。

■『桂川町誌』の編さん事業

本原稿を作成するための基礎となる草稿の段階に入り、それぞれ分野毎の担当課を中心に、文章構成・記述内容や図表の確認、資料・写真の収集等の作業に取り組んでいます。

また、これまでに収集した資料をデジタルアーカイブ化し、編さん後も容易に活用出来るようなシステム構築に取り組んでいます。

町の歴史の変遷と人々の息づかいが感じられる町誌編さんを目指し、令和8年度は作業を加速させ、令和9年度の本原稿執筆、令和10年度の刊行に向けて、着実に事業を進めてまいります。